

令和 8 年熊本地震災害利子補給金交付要領

(目的)

第 1 条 この要領は、令和 8 年熊本地震により被災した市内の中小事業者の復興を支援することを目的として、予算の範囲内において、令和 8 年熊本地震災害利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することに関し、天草市補助金等交付規則（平成 1 8 年天草市規則第 4 8 条）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金対象者)

第 2 条 この要領による利子補給金の交付を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 熊本県金融円滑化特別資金の融資を熊本県金融円滑化特別資金の取扱期間に受けた者
- (2) 天草市内に本店を有する法人又は天草市内に住所を有している個人事業者で市内で事業を行っている者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 天草市暴力団排除条例（平成 2 4 年 3 月 2 9 日）第 2 条各号で定める暴力団関係者でない者

(利子補給金の対象事業及び対象額)

第 3 条 利子補給金の対象事業は、次に掲げる資金とする。

- (1) 熊本県金融円滑化特別資金(令和 8 年熊本地震枠)
- (2) 熊本県金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠)
- (3) 熊本県小規模事業者おうえん資金（令和 8 年熊本地震分）

2 利子補給金の対象となる融資額については、次のとおりとする。

- (1) 熊本県金融円滑化特別資金は、1 事業者あたり 8, 0 0 0 万円を限度とする。
- (2) 熊本県小規模事業者おうえん資金は、1 事業者あたり 2, 0 0 0 万円を限度とする。

(利子補給金の額及び対象期間)

第 4 条 利子補給金の額は、第 3 条第 1 項各号に掲げる融資に係る利子の支払額に相当する額（延滞利子の額を除く。以下同じ。）で、対象者が取扱金融機関に毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの間に支払った額とする。ただし、国又は熊本県の利子補給金（以下「国県利子補給金」という。）の交付を受ける場合にあっては、当該国県利子補給金に相当する額を除いた額とする。

2 利子補給金の対象期間は、当該資金の初回返済日から 3 年を経過する日以内又は 3 6 回分を限度とする。ただし、3 年を経過する日が休日である場合は、翌日に到来する休日でない日を 3 年を経過する日とする。

(利子補給金の交付申請及び請求)

第 5 条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、令和 8 年

熊本地震災害利子補給金交付申請（請求）書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、利子を支払った翌年の2月末日までに市長へ提出するものとする。ただし、2月末日が休日にあたる場合は、2月末日の翌日に到来する休日でない日に提出するものとする。

- （1）資金借入契約書等借入れを証する書類の写し及び償還計画書等の写し（初年度及び変更のあった場合のみ）
- （2）令和8年熊本地震災害利子補給金支払実績証明書（様式第2号）
- （3）市税等納付状況調査同意書（様式第3号）
- （4）その他市長が必要と認めるもの

（利子補給金の交付決定及び確定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に対し天草市令和8年熊本地震災害利子補給金交付決定通知書及び確定通知書（様式第4号）により、通知するとともに、決定した金額を支払うものとする。

（利子補給金の返還等）

第7条 市長は、利子補給金の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給を取り消し、又は交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- （1）第2条及び第3条に規定する要件を欠くことになったとき。
- （2）利子補給期間において借入金の返済を滞納したとき。
- （3）偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年10月1日より施行し、令和8年8月24日より適用する。